

1(1)放送ネットワーク災害対策促進税制の創設

参考1

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ放送事業者の予備送信設備等の整備に対して、税制上の特例措置を創設。

1 対象者

ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)
(自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る)

3 特例措置

- (1) 国税(法人税) : 特別償却15%
- (2) 地方税(固定資産税) : 課税標準3/4(取得後3年間)

4 適用期間

2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)

【対象設備イメージ】

